

管理番号 (事務局 記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実 施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的 社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規 制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等 の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
55	つくば農 業生産農 事株式会 社	資源循環 農業型社 会構築に よる新規 雇用拡大 と地域農 業活性化	茨城県 筑西市	我が国第二の農業産出額を誇る茨城県に於いても、農業経営体数の減少や就農年齢の高齢化が避けられず、併せて弊社が所在する筑西市は県下最大の作付面積を有しているにも関わらず、農業従事者数は49%減少しております。(2000年-2010年)このような環境下、農業関連事業に於いて女性が活躍できる場の創造や首都圏からの移住促進は重要なテーマと考えており、農業生産法人である弊社が核となって、大規模な野菜加工工場の合併事業化と地域野菜農家との長期的なネットワーク構築を実現したいと考えます。また、この試みのユニークな点は、弊社が導入するメタン発電設備から獲得できる資源(電気、廃熱、CO2及び液肥)を加工工場、植物工場(新設)及び微細藻類培養施設(既設)で循環利用する事で各施設の収益向上を実現し事業全体の継続性を担保する事です。	経済効果として、野菜加工工場では女性を中心に新規の雇用者数は合計で約300～500名が見込まれており、植物工場では農業ICTに興味を持つ若者の移住も含め30名の新規雇用が見込めます。加えて、ネットワーク化した地域農家に対しては長期購入契約による安定収入を提供できますので、安心して野菜作りに専念できる環境が構築出来ると考えます。また一方で、メタン発電の燃料は農業残さに加え、近隣の食品製造業、大手小売業からの食品残さを循環利用致します。焼却を行わないメタン発電により食品再生利用率の向上と再生可能エネルギーによる低炭素社会の実現にも貢献できると考えています。	託児所の建設: 24時間操業の大型野菜加工工場(300～500名雇用)を建設予定だが、子育て世代の女性が活用し易いように「託児所」を設置したい。工場の建設予定地が市街化調整区域の農地であり、最も近い市街化地域までには直線で約3km、実際の候補地は更に遠隔地となり、外灯の無い道を使った送り迎えを考えれば、地域住民に安心した暮らしを届けることが出来ない。 デイサービスセンターの建設: いわゆる介護離職の抑制と、地域住民の方に働く喜びをお届けするために、デイサービスセンター(通所介護)を設置したい。工場での勤務時間帯を当日の出荷作業が終了した午前9時以降とし、工場と自宅との移動手段(送迎バス利用、自家用車、自転車、徒歩など)によって、要介護者の移動手段を柔軟に構築できるようにしたい。 常設直売所の建設: 地域住民との良好な関係構築を目的に、「常設の直売所」を設置したいが、市街化調整区域の農地では販売拠点の建設が出来ない。 宿泊施設の建設: 茨城県が進めるベトナムからの外国人(農業)技能実習生(約10名)の為に、市街化調整区域の農地内に「宿泊施設」を設置するが、農業従事者ではない野菜加工工場の従業員にも一時的に利用させたい。最寄りの市街化区域までは直線で3km、実際の建設予定地は更に遠隔地となる可能性が高い。	農地法第四 条 土地計画法 第三十四 条 農地法第四 条 土地計画法 第三十四 条 農地法第四 条 土地計画法 第三十四 条	1. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 2. 建設可能な市街化地域まで一定距離があること 3. 一定人数以上の該当施設の利用者が見込めること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても設置・運営を認める。 1. 工場への有効な一般交通機関が無いこと 2. 建設可能な市街化地域まで一定距離があること 3. 一定人数以上の該当施設の利用者が見込めること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても設置・運営を認める。 1. 近隣に代替えできる販売施設が無いこと 2. あくまでも周辺住民へのサービスの一環であること 3. 工場で産出される製品に限定すること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。 1. 近隣に有効な自炊可能な宿泊施設が無い 2. 工場への有効な一般交通機関が無い 3. 広大な所有地を有する農業関連事業であること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認める。	国家戦略特区に限定せず、総合特区、構造改革特区としてもご提案申し上げたいと考えております。 筑西市および茨城県へは当該提案内容をご紹介しており内容にご賛同賜りました。今後は詳細なご説明を実施させて頂き、行政及び地域の方々とのコンセンサスをとって参りたいと考えております。